

平成30年10月熊野市教育委員会会議録

1. 日 時 平成30年10月25日(木) 午後4時00分から
2. 場 所 熊野市役所 4階 第4会議室
3. 出席者 倉本教育長 大久保委員、糸川委員、高見委員、北野委員
4. 事務局説明員
岡本総務課長、楠学校教育課長、濱中社会教育課長
小瀬総務課庶務係長
5. 教育長報告
 - (1) 一般経過報告
 - (2) 事件・事故・問題行動等
 - (3) 今後の予定
6. 協議等事項
 - (1) 熊野市就学指導委員会について
 - (2) 次年度の主な事業及び施策について
 - (3) その他

開会

(教育長) 開会の宣言

教育長報告

(教育長・事務局) (平成30年9月20日から平成30年11月16日までの一般経過報告、事件・事故・問題行動等、今後の予定、その他について報告)

(教育長) 教育長報告につきまして、何かご質問等はございませんか。

(委員) 11月22日のICT視察研修は、何時に出発する予定ですか。

(事務局) 詳細が決まり次第、後日通知させていただきます。

(教育長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) 協議事項へ進みます。熊野市就学指導委員会について事務局より説明をお願いします。

(事務局) (熊野市就学指導委員会について説明)

(教育長) ご質問等はございませんか。

(委員) 皆さんの状況が少しずつ違うのですね。

(事務局) ほとんどが、自閉症スペクトラム障害です。

- (委員) 自閉症という言葉の印象ですと、話すことが苦手という感じを受けますが、そうではないのですよね。
- (事務局) そうではありません。
- (教育長) どちらかと言うと、コミュニケーションが苦手という感じですかね。
- (事務局) そうですね。
- (委員) 登校拒否率は、どのような感じですか。
- (事務局) 全く無いとは言えません。特別支援学級に在籍しながら子供たちのニーズに応じた教育を受けられるというところでは良いと思いますが、通常学級にいて何らかの支援が必要な子どももおります。そういった子どもが不登校になるというケースは少なくないと思います。
- (委員) いじめで不登校になるわけではなく、その子自身の精神的な問題で学校に通うことができなくなるというか、その辺はどのようなのでしょうか。
- (事務局) 通常学級に在籍している子どものケースとしては、友達とのコミュニケーションがうまく取れないということが多いと思います。
- (委員) 熊野市で不登校になっている児童・生徒はいるのでしょうか。
- (事務局) はい。ございます。
- (委員) 基準がどのようなものか分からないのですが、多いのでしょうか。
- (事務局) 全国的な基準として、30日以上欠席となった場合を不登校としております。その基準でいくと9月末現在で6名です。
- (委員) それは、小学校、中学校合わせての人数でしょうか。
- (事務局) はい、そうです。
- (委員) 小学校と中学校では、どちらが多いのでしょうか。
- (事務局) 小学校です。
- (委員) 知人から、いじめではないけれど、本人の問題で学校に行っていないという話を聞いたので、熊野市はどうか心配になりました。学校に行かないという話を聞くと、いじめを連想してしまいましたが、そうではない子どもたちもいるのですよね。
- (事務局) 様々なケースがございます。その為に、学校と家庭との間の領域になっている教育支援センターがあります。
- (委員) 小中学校の間は、子どもに対して手厚く対応していただいても、高校生になって義務教育では無くなると冷たいというか、対応がシビアな学校もあると聞きます。そのギャップについていくことができずに引きこもってしまう子どももいるのではないかと心配です。
- (事務局) 高校の先生にも対応はしていただいております。高校は、義務教育ではないから冷たいのではないかと印象を受けますが、そうい

- うことでもなく家庭訪問等も行っていると聞いております。
- (教育長) 小学校、中学校は半分以上欠席したとしても、進級、進学をさせることはできますが、高校は単位制ですので、出席日数やテストの結果によっては留年対象となります。
- (教育長) よろしいでしょうか。
- (委員) はい。
- (教育長) 次年度の主な事業及び施策について事務局より説明をお願いします。
- (事務局) (次年度の主な事業及び施策について説明)
- (教育長) まだ、予算要求の段階ですので今後どうなるかは分からないという状況です。
- (教育長) その他で何かございませんか。
- (委員) 色覚障害のある児童に対応する特別なチョークを使用して板書を分かりやすくしているという番組を見ました。今でも、色覚検査は行っているのでしょうか。
- (事務局) 確か、色覚検査は実施していないと思います。
- (教育長) 希望すれば、学校が実施しているかもしれませんが、チョークについては、少しずつ普及していくのではないのでしょうか。現に色覚に障害を持つ子どもがいる学級では、色彩がはっきりしたチョークを使用しているケースもあると聞きます。
- (委員) 色覚に異常がある児童、生徒がどれくらいいるかどうか学校は把握できていないわけですね。実際、色覚に異常があって先生が書いた板書の字がわかりづらい子もいるかもしれないということですよ。
- (事務局) そうですね。
- (委員) 色覚検査はどうして実施されなくなったのでしょうか。
- (委員) 色覚障害は、遺伝の問題が大きいようですから、その辺のことかもしれませんね。
- (教育長) 文科省では、保護者及び児童生徒が同意すれば、必要性に応じて、検査を行っていくという考えですね。
- (委員) 色覚検査で異常がある人が就くことができない職業は今でもあるのでしょうか。
- (委員) 今でも、沢山あると思います。
- (委員) 信号は分かるのですか。
- (委員) 赤と緑の判別がつかないので、分からないと思います。
- (教育長) よろしいでしょうか。
- (委員) はい。
- (教育長) 次回の教育委員会議の開催予定日ですが、11月29日(木)午後

4時からということで、会場は、市役所4階の第4会議室となっております。よろしくお願いいたします。

(教育長) これをもちまして、平成30年10月教育委員会会議を終わります。